

# 足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例

(昭和39年3月31日条例第1号)

改正 昭和49年4月1日条例第7号

昭和52年12月16日条例第43号

昭和61年10月23日条例第66号

平成4年3月31日条例第9号

平成24年3月28日条例第28号

(趣旨)

第1条 足立区議会(以下「議会」という。)の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負(名目のいかんを問わず、契約内容に議会の議決に付さなければならない工事又は製造の請負の要素を含むものを含む。)とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格3,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものにかかわるものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

付 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 東京都足立区議会の議決に付すべき財産、営造物および契約に関する

条例（昭和29年3月足立区条例第8号）は、廃止する。

付 則（昭和49年4月1日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年12月16日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61年10月23日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年3月31日条例第9号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。